

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北区は学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北区教育委員会

公表日

令和6年11月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務
②事務の概要	要保護及び準要保護児童生徒が、学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病にかかり、学校において治療の指示を受けた時に、当該児童生徒の保護者に対して、その疾病の治療のための医療費について、必要な援助を行う。
③システムの名称	教育システム、北区共通基盤システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
就学援助情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 番号法別表40の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第23条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条表63の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第65条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育振興部学校支援課
②所属長の役職名	学校支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区役所総務部総務課文書係(第一庁舎3階3番) 03-3908-8624
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒114-8546 東京都北区滝野川二丁目52番10号 北区教育委員会事務局教育振興部学支援課学事係(滝野川分庁舎1階5番) 03-3908-1541
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[]	人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う際の手順について、担当内で共有確認。 作業時に複数人での確認。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[9) 従業員に対する教育・啓発]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う際の手順について、担当内で共有確認。作業時に複数人での確認。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(就学援助費) 学校教育法第19条に掲げる就学援助の趣旨に沿って、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律に従い、就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品等の必要な就学援助費を支給し、もって義務教育の円滑な運営に資することを目的としている。 (就学奨励費) 教育の機会均等の趣旨にのっとり、公立の小中学校の特別支援学級への就学の特殊事情にかんがみ、特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援学級への就学に必要な一部を補助し、もって特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。 なお、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童又は生徒についても、特別支援学級における取扱と同様とする。	(就学援助費) 学校教育法第19条に掲げる就学援助の趣旨に沿って、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律に従い、就学困難な児童生徒若しくは就学予定者(学校教育法施行令(昭和28年政令340号)第5条第1項に規定する就学予定者をいう。)の保護者に対し、学用品等の必要な就学援助費を支給し、もって義務教育の円滑な運営に資することを目的としている。 (就学奨励費) 教育の機会均等の趣旨にのっとり、公立の小中学校の特別支援学級への就学の特殊事情にかんがみ、特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援学級への就学に必要な一部を補助し、もって特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。 なお、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童又は生徒について	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
平成31年3月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	学校支援課長 浅香 光男	学校支援課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
平成31年3月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年11月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
平成31年3月20日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年11月1日 時点	平成30年3月23日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
令和1年11月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法第19条第8号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない
令和2年11月10日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
令和2年11月10日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年3月23日 時点	令和2年3月23日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
令和3年11月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
令和3年11月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月23日 時点	令和3年4月8日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
令和3年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	法改正に伴う形式的な変更
令和4年10月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
令和4年10月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月8日 時点	令和4年6月14日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
令和5年9月13日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
令和5年9月13日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年6月14日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
令和6年10月18日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年9月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
令和6年10月18日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	定期的な見直しに合わせて変更
令和6年10月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1. 番号法第9条第1項 別表第1の27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令第23条	1. 番号法第9条第1項 番号法別表40の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第23条	事後	法改正に伴う形式的な変更
令和6年10月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	1. 番号法第19条第8号 別表第2の38の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令第24条	1. 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第二条表63の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第65条	事後	法改正に伴う形式的な変更